

貸金構造基本統計調査の改善に  
関するワーキンググループ  
報告書の概要

# 令和2年「賃金構造基本統計調査」の見直し(概要)

- 「賃金構造基本統計調査」は、労働者の賃金の実態を、雇用形態・職種・性・年齢・学歴・経験年数別等に明らかにすることを目的とする基幹統計。
- 「公的統計の整備に関する基本的な計画」※1 「「行政手続コスト」削減のための基本計画」※2等を契機として、平成17年以來の大規模な見直しを行う。6月中、総務大臣に対し変更申請予定。

※1 第Ⅲ期基本計画(平成30年3月6日閣議決定) ※2 規制改革実施計画(平成29年6月9日閣議決定)を受け、平成29年6月厚生労働省で策定

## 改善すべき課題等

## 令和2年調査

### ① 統計精度の向上

- ・ 現行の推計方法が回収率等を考慮しておらず推計労働者数が実態より少なくなる

- ①他統計と同様、回収率等を考慮した事業所復元倍率や正確性の高い労働者復元倍率に変更

### ② 利用者ニーズへの対応

#### ○調査事項

- ・ 現行の「職種」が他の統計と整合していない
- ・ 現行調査の対象でない「職種」、より詳細な「学歴」の把握のニーズが高まっている

- ①日本標準職業分類と整合し、全労働者を網羅する職種区分に変更

- ②学歴区分を「専門学校」「大学」「大学院」と細分化

- ③職種大分類別の集計表を追加し、産業と職業のクロス集計を行う  
「企業規模5～9人」も職種別集計表(年齢計)を表章

#### ○集計事項

- ・ 職種別賃金把握のニーズに対応した集計表の充実

### ③ 報告者負担の軽減

- ・ 類似の賃金統計と調査項目に重複がある
- ・ 平成30年に調査事項が純増している
- ・ 紙の調査票作成や郵送に負担感がある

- ①オンラインや光ディスクによる提出を可能にする

- ②他で把握できる労働者の種類、新規学卒者の初任給、通勤手当等を調査項目から廃止

※ 初任給に関して、できるだけ過去に遡った代替集計や他統計との比較を行う 2

# 推計方法の見直しについて

## 現状と課題

### 事業所抽出の復元方法

- ・ 現行の事業所抽出の復元方法※が回収率を考慮していないため、推計労働者数が母集団の労働者数より少なくなっている。
- ・ 層別の推計労働者数の構成比が層ごとの回収率の影響を受け、平均所定内給与額等の推計値に影響する可能性がある。

### 労働者抽出の復元方法

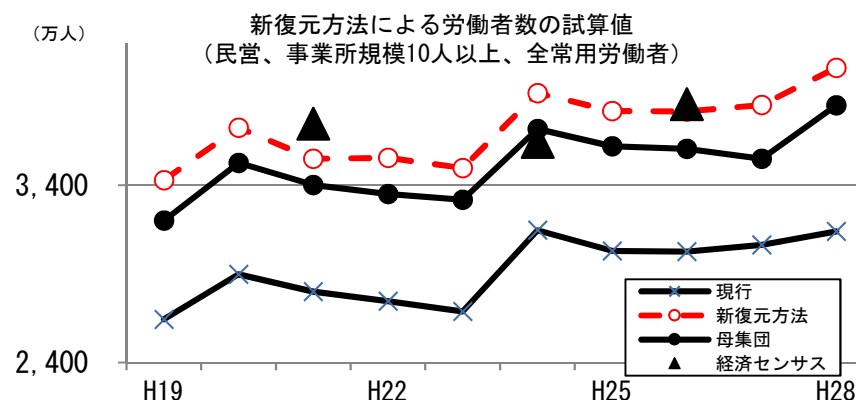
- ・ 現行の労働者抽出の復元方法は、原則労働者抽出率の逆数を復元倍率としているが、特定の場合のみ復元倍率を再計算しており、**統計精度や分かりやすさの観点から改善の余地がある。**

### 標準誤差率の推計

- ・ 現行報告書に掲載する標準誤差率は副標本方式により、標本設計に使用する標準誤差率は分散推定方式により計算しているが、副標本方式と分散推定方式の水準に乖離がある。

## 検討結果

- ・ 事業所復元倍率について、層ごとの抽出率の逆数に回収率の逆数を乗じたものに変更。



- ・ 労働者復元倍率について、雇用形態（正社員・正職員／正社員・正職員以外／臨時労働者）別に、事業所の労働者数と抽出された労働者数の比に変更。

- ・ 将来的には厳密な手法である分散推定方式が望ましい
- ・ プログラム修正の事務コストが大きいため、当面は事業所ごとに組分けした副標本方式を採用。

# 調査事項の見直しについて

## 現状と課題

## 検討結果

### 職種区分

- ・日本標準職業分類と整合性がなく、他調査との比較が困難
- ・調査対象職種が技能系職種に偏っており、近年の職業構造に不適合
- ・職種別賃金把握の二ーズへの対応が必要

日本標準職業分類と整合的で、全労働者を網羅する区分に変更（別紙）

### 《関連見直し》

#### 役職者の職種

- ・企業規模100人以上の事業所について役職を調査しているが、役職者の職種は調査していない

#### 役職者も職種を調査

職種別集計の接続性を確保するため、役職の調査範囲を企業規模10人以上に拡大

#### 労働者の種類

- ・特定の産業に属する事業所のみ、生産労働者と管理・事務・技術労働者の別を調査

調査事項から削除（職種別集計で代替）

#### 短時間労働者の集計条件

- ・特定の職種を中心に、1時間当たりの所定内給与額が著しく高い者を集計から除外

今後は職種や賃金による除外を行わず、短時間労働者全体を集計対象とする

※なお、経験年数の調査は、記入者の負担軽減に留意しつつ、当面の間は継続する

### 学歴区分

- ・最終学歴は「1 中学」「2 高校」「3 高専・短大」「4 大学・大学院」の4区分
- ・大学院修了者や専門学校卒業者の割合が増加

細分化する  
「高専・短大」→「専門学校」「高専・短大」  
「大学・大学院」→「大学」「大学院」

※なお、短時間労働者の学歴については、現行と同様、調査を行わない

### 新規学卒者の初任給額

- ・報告者負担の軽減が喫緊の課題
- ・雇用形態や賃金制度の多様化により内容審査に時間を要する中、調査項目の精度等の効率化を図る必要

・他統計でも把握可能であるため廃止  
※個人票で新規学卒者と考えられる者に限定した代替集計を行う

### 諸手当

- ・最低賃金の審議資料に活用するため、特定産業の小規模事業所において「通勤手当」「精皆勤手当」「家族手当」を調査してきたが、非公表であり当該資料以外に政策立案のための利用はない

通勤手当、精皆勤手当、家族手当は廃止



# (別紙) 賃金構造基本統計調査の新職種区分案

A	管理的職業従事者	C	一般事務従事者 電話応接事務員 会計事務従事者 生産関連事務従事者 営業・販売事務従事者 外勤事務従事者 運輸・郵便事務従事者 事務用機器操作員	印刷・製本従事者 ゴム・プラスチック製品製造従事者 その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く) はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者 電気機械器具組立従事者 自動車組立従事者 その他の機械組立従事者 はん用・生産用・業務用機械器具、電気機械器具整備・修理従事者 自動車整備・修理従事者 その他の機械整備・修理従事者 製品検査従事者(金属製品) 製品検査従事者(金属製品を除く) 機械検査従事者 画工・塗装・看板制作従事者 製図その他生産関連・類似作業従事者	航空機操縦士 車掌 他に分類されない輸送従事者 発電員、変電員 クレーン・ウインチ運転従事者 建設・さく井機械運転従事者 その他の定置・建設機械運転従事者		
	B		研究者 電気・電子・電気通信技術者(通信ネットワーク技術者を除く) 機械技術者 輸送用機器技術者 金属技術者 化学技術者 建築技術者 土木技術者 測量技術者 システムコンサルタント・設計者 ソフトウェア作成者 その他の情報処理・通信技術者 他に分類されない技術者 医師 歯科医師 獣医師 薬剤師 保健師 助産師 看護師 准看護師 診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士,作業療法士,言語聴覚士,視能訓練士 歯科衛生士 歯科技工士 栄養士 その他の保健医療従事者 保育士 介護支援専門員(ケアマネージャー) その他の社会福祉専門職業従事者 法務従事者 公認会計士, 税理士 その他の経営・金融・保険専門職業従事者 幼稚園教員, 保育教諭 小・中学校教員 高等学校教員 大学教授(高専含む) 大学准教授(高専含む) 大学講師, 助教(高専含む) その他の教員 宗教家 著述家, 記者, 編集者 美術家, 写真家, 映像撮影者 デザイナー 音楽家, 舞台芸術家 個人教師 他に分類されない専門的職業従事者			D	販売店員 その他の商品販売従事者 販売類似職業従事者 自動車営業職業従事者 機械器具・通信・システム営業職業従事者(自動車を除く) 金融営業職業従事者 保険営業職業従事者 その他の営業職業従事者
		E	介護職員(医療・福祉施設等) 訪問介護従事者 看護助手 その他の保健医療サービス職業従事者 理容・美容師 クリーニング職, 洗張職 美容サービス(美容師を除く)・浴場従事者 飲食物調理従事者 飲食物給仕従事者 航空機客室乗務員 身の回り世話従事者 娯楽場等接客員 居住施設・ビル等管理人 その他のサービス職業従事者	I	鉄道運転従事者 バス運転者 タクシー運転者 乗用自動車運転者(タクシー運転者を除く) 営業用大型貨物自動車運転者 営業用貨物自動車運転者(大型車を除く) 自家用貨物自動車運転者 その他の自動車運転従事者	K	船内・沿岸荷役従事者 その他の運搬従事者 ビル・建物清掃員 清掃員(ビル・建物を除く), 廃棄物処理従事者 包装従事者 他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者
		F	警備員 その他の保安職業従事者				
		G	農林漁業従事者				
		H	製鉄・製鋼・非鉄金属製錬従事者 鋳物製造・鍛造従事者 金属工作機械作業従事者 金属プレス従事者 鉄工, 製缶従事者 板金従事者 金属彫刻・表面処理従事者 金属溶接・溶断従事者 その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品) 化学製品製造従事者 窯業・土石製品製造従事者 食料品・飲料・たばこ製造従事者 紡織・衣服・繊維製品製造従事者 木・紙製品製造従事者				

日本標準職業分類			平成27年国勢調査に用いる職業分類数(小分類)	賃金構造基本統計調査の現行の職種区分数	賃金構造基本統計調査の新職種区分数(案)
大分類	中分類数	小分類数			
A-管理的職業従事者	4	10	5	0	1
B-専門的・技術的職業従事者	20	91	63	34	48
C-事務従事者	7	26	16	4	8
D-販売従事者	3	19	14	6	8
E-サービス職業従事者	8	32	27	10	14
F-保安職業従事者	3	11	6	2	2
G-農林漁業従事者	3	12	12	0	1
H-生産工程従事者	11	69	46	46	29
I-輸送・機械運転従事者	5	22	13	14	15
J-建設・採掘従事者	5	22	17	10	7
K-運搬・清掃・包装等従事者	4	14	12	3	6
L-分類不能の職業	1	1	1	0	(※)1
合計	74	329	232	129	140

※調査対象職種としては設けないが、集計区分には含める(無記入の場合に「分類不能の職業」として集計)。

# 集計事項の見直しについて

## 現状と課題

### 職種に係る集計表の見直し

- 調査事項のうち職種区分について、日本標準職業分類と統合的な区分に見直すことに併せて、現行の職種に係る集計表についても、統計精度を担保する観点等から精査が必要

### 未集計・未公表となっている事項

- 調査計画に定める集計事項のうち、
  - ・ 「企業規模5～9人」の集計結果は存在するものの統計表を公表していないもの
  - ・ 「企業規模5～9人」の区分を集計していないものが存在することを確認（4月25日）
- 「企業規模5～9人」の区分においては、特に回答にばらつきの出る調査事項については、統計精度を担保する観点からの検討が必要

## 検討結果

- 職種大分類別の集計表を追加し、産業と職業のクロス集計を行う
- 全集計事項について男女計を追加、男女とも一定以上労働者がいる職種は男女別集計を行う
- 集計対象労働者が著しく少ない集計区分は、クロス集計の次元を減らす又は集計対象の職種を限定することにより、一定のサンプルサイズを確保
- 短時間労働者の職種・経験年数別集計表を追加

- 職種、年齢階級別所定内給与額  
→ 「企業規模5～9人」は年齢計のみ公表
- 標準労働者の特定年齢別所定内給与額分布  
→ 「企業規模5～9人」を表章しない
- 初任給額等、初任給額の分布  
→ 調査事項のうち「新規学卒者の初任給額」の廃止に伴い、集計事項からも削除

